

## 当教習所の各種講習を受講させる場合には 日本語の理解力を必ず確認してください

当教習所での講習は、日本語で実施いたします

当教習所では、日本語が堪能でない方への教育効果を重視し、「読む」・「聞く」について一定の日本語理解力を提示いただけない場合には、受講をお断りしております。安全知識を十分に習得出来ないまま就業し、知識不足から労働災害を引き起こすことのないよにするための措置です。  
下記注意事項をご承知いただいた上でお申込み下さい。

### 注意事項：（共通）

- 講習開始後に受講者起因の理由により受講継続不可となった場合、受講料は返金致しません。
- 申込書の重要事項説明の本人署名は、申込書提出時に必ず記入して下さい。
- 受講当日には、本人確認の為 在留カードまたは特別永住者許可証の「原本」の提示が必要「原本」の提示がない場合は受講できません。  
更新手続きのために原本が手元にない場合も同様です。  
予約時に更新時期をよく確認してください。
- テキスト、説明資料、講師の指示説明はすべて日本語です。
- 通訳の同伴は出来ません。
- 講習中に特別な配慮はいたしません。
- 講師の指示が理解できないと当教習所で判断した場合は、受講継続をお断りする場合があります。また、受講料の返金もありません。
- 通称名を修了証へ併記することが出来ます  
その場合、「旧姓又は通称併記申請書」を提出してください。（講習毎に必要）  
※免許証又は在留カードに記載の方はコピーを提出し原本確認をさせていただきます。  
それ以外は住民票で通称名記載のもの（原本）の提出が必要です。
- 従業員の日本語理解力を事業者にご担保していただきます。  
「受講者が十分な日本語の理解力を持つことを保証する申告書」を講習毎に作成し  
申込書の添えて提出して下さい。添付がない場合は受講できません。  
ただし、特別永住許可証を提示の場合は、上記の申告書の提出は不要です。

### 技能講習：

- 修了するためには、学科及び実技の試験に合格することが必要です  
※基本的に、学科試験が合格した方が実技の講習を受講することができます。
- 学科試験では口述試験及び補講・再試験は行いません。
- 学科試験問題にはひらがなで振り仮名を付けています。（テキストには振り仮名は無し）

### 特別教育・安全衛生教育：

- 上記の注意事項をご確認ください。

すべての関係者の安全安心のための施策です。ご理解とご協力をお願い致します。

## 受講者が十分な日本語の理解力を持つことを保証する申告書

私は、下記のものが日本語の理解力を持ち 貴教習所が実施の講習内容を通訳なしで理解できることを、私の責任において保証致します。  
また受講開始後、講習内容が理解できないと貴教習所が判断した場合及び学科・実技の各試験に不合格した場合はそれを受け入れ、受講料の返金・異議申し立ては致しません。

記入日	年 月 日
所在地 事業所名 役職及び氏名 電話番号	社印 <input type="checkbox"/> 代表者印 <input type="checkbox"/> 担当者氏名:

受講者氏名 (在留カードの通り)	
受講者生年月日	年 月 日
講習名	
講習日時	R 年 月 日 ~ R 年 月 日
「聞く」・「読む」についての日本語理解力 (ひとつ選択)	日本語能力試験 N1 ・ N2 ・ その他 相当

※日本語の理解力は、「日本語能力試験 合格者と専門家の評価によるレベル別 Can-do リスト(公益財団法人 日本国際教育支援協会及び国際交流基金監修)」に基づきました。

### 【注意事項】

この申告書は、学科及び実技試験の合格が保証されるものではありませんのでご承知おきください。